

1964年制定の公民権法第六編に基づく人権

1964年制定の公民権法第六編（タイトルVI）は、合衆国においては連邦補助金を受ける事業を行う上で何人に対しても人種、皮膚の色、出身国などの理由で排斥や恩給否定などの差別行為を行うことを禁じています。

大統領令12898号はマイノリティや低所得者の環境正義について規定しています。大統領令13166号は英語の不自由な人へのサービスを規定しています。

サンフランシスコ・ベイエリア高速鉄道公社（San Francisco Bay Area Rapid Transit District）公民権室では、差別を受けた人の届出を受理しています。連邦法および州法により、届出は差別のあった日から180日以内に行わなければならない。

BARTの非差別義務、タイトルVIに基づく届出手続きについては下記までお問い合わせください。

San Francisco Bay Area Rapid Transit District (BART)
ATTN: Office of Civil Rights
300 Lakeside, Suite 1800
Oakland, CA 94612
(510)874-7333 Fax (510) 464-7587
officeofcivilrights@bart.gov

届出書はBARTのウェブサイト（www.bart.gov/titlevi）からダウンロードいただけます。

人権を守りましょう

